

南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレット燃料 木材を粉砕した木くずを圧縮成型した円筒型の固形燃料
- (2) 燃料費 レギュラーガソリン、軽油、灯油及びA重油（以下「燃料」という。）の購入費用をいう。
- (3) 電気料金 電気料金を構成する電力量料金のうち燃料費調整額をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、燃料価格の高騰に伴う木質ペレット燃料の製造コスト上昇分を支援することで販売価格への転嫁を防ぎ、市民の燃料負担の軽減を図るとともに、化石燃料から木質燃料への利用の移行促進と市内産木質ペレット燃料の需要拡大を図るため、木質ペレット燃料の製造事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において木質ペレット燃料を製造する事業者で、市税その他の市に対する納付金を滞納していないものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 役員等が南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはこれに準ずるもの又はその構成員と認められる者
- (2) 燃料価格高騰を理由として木質ペレット燃料の値上げを行っている者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「事業期間」という。）に補助対象者が木質ペレット燃料の製造事業に要した燃料費及び電気料金のうち、事業期間内に経費の額が確定し、令和5年3月31日までに支払いが完了するものとする。

2 補助金の額は、補助対象となる燃料の納入量または電気の使用量に別表に定める補助単価をそれぞれ乗じて得た額とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、当該年度の3月10日までに、南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金燃料等購入実績表(様式第2号)

(2) 燃料費及び電気料金に係る納品書、領収書等の写し

(3) 市税の完納証明書

(4) 補助金振込先の申請者名義の預金通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付申請の時点で補助対象経費の支払いが完了していない場合は、支払いが完了した時点で速やかに市に報告し、確認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び額の確定をし、南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金の交付決定及び額の確定について(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときその他規則第16条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第10条 交付決定者は、補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、補助事業の適正を期すために必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

燃料等種類	補助単価
レギュラーガソリン	42.4円/L
軽油	42.0円/L
灯油 (店頭)	35.2円/L
灯油 (配達)	35.5円/L
A重油	39.6円/L
電気 (低圧)	3.01円/kwh
電気 (高圧)	2.83円/kwh

様式第1号（第6条関係）

南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金交付申請書及び実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金交付要綱第6条に基づき関係書類を添えて申請するとともに、報告します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店
預金種目	普通・当座・（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

※別途、補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金燃料等購入実績表

購入月 使用月	燃料等の種類		購入量(ℓ) 使用量(kwh)	補助単価 (円)	補助金額 (円)	[参考] ペレット製 造量 (kg)
月	レギュラーガソリン			42.4		
	軽油			42.0		
	灯油	店頭		35.2		
		配達		35.5		
	重油			39.6		
	燃料費 調整費	低圧		3.01		
		高圧		2.83		
月	レギュラーガソリン			42.4		
	軽油			42.0		
	灯油	店頭		35.2		
		配達		35.5		
	重油			39.6		
	燃料費 調整費	低圧		3.01		
		高圧		2.83		
月	レギュラーガソリン			42.4		
	軽油			42.0		
	灯油	店頭		35.2		
		配達		35.5		
	重油			39.6		
	燃料費 調整費	低圧		3.01		
		高圧		2.83		
月	レギュラーガソリン			42.4		
	軽油			42.0		
	灯油	店頭		35.2		
		配達		35.5		
	重油			39.6		
	燃料費 調整費	低圧		3.01		
		高圧		2.83		
補助金額計（千円未満切捨て）						

※上記の燃料及び電気料を購入・使用したことが分かる書類（納品書、領収書等の写し）を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金の交付決定及び額の確定について

南砺市指令 第 号
年 月 日

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金については、南砺市木質ペレット燃料高騰対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定し、及び額を確定しましたので通知します。

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

- （1）補助金の交付決定を受けた者は、補助金の経理に係る証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。
- （2）市長は、規則第15条から第16条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。